

会長あいさつ(校内担当)

鈴木 久美子

保護者の皆さまには、日頃より関中学校 PTA 活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。今年度、本校 PTA は時代に合わせた新たな一步を踏み出しました。活動を見直す中で大切にしたのは、「保護者のみなさまにとって無理のない PTA であること」です。

PTA は、役員だけで成り立つものではなく、学校と保護者をつなぐ存在でもあります。学校公開や行事のお手伝い、必要な情報の共有など、子どもたちの学校生活を支えるために、その時々状況に応じて協力し合うことが大切だと考えています。

また、保護者のみなさまから寄せられる声や気づきは、学校をより良くするための貴重な力になります。一人ひとりの考えや立場を尊重しながら対話を重ね、子どもたちにとって安心して学べる環境づくりにつなげていきたいと思えます。

保護者のみなさまと一緒に、「関中でよかった」と思える学校づくりに取り組んでまいります。引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

会長あいさつ(地域担当)

小野寺 祐一

今年度より本校の PTA は共同代表制を導入し、会費を廃止しました。

新体制では役員の負担を軽減し、持続可能な組織づくりを目指しています。

近年、PTA については会費の使途や選出の苦勞など、主に負の面ばかりがニュース等で強調されていますが、PTA を廃止した学校やない学校は、以下の苦勞をしていると耳にします。

- ①学校において問題が発生した時の対応
- ②学校行事の運営
- ③生徒の安全のための諸活動

生徒・教職員・保護者が「三方よし」の学校になるように、みなさまには存在と活動に関心を持っていただければと思います。保護者と学校が、適切に情報交換や子どもを中心にした議論をすることで、より信頼関係が生まれます。学校へ要望するだけでなく、ともに考え、讃えあう雰囲気づくりを志向しています。

また、PTA 活動に参画してこられた方を含め、これまでの活動への「理解や敬意」と、新たな取り組みに対する「応援と尊重」の両方の気持ちを大切に関わることで、世代や立場を超えた一体感が生まれます。

さて、練馬区においても、コミュニティ・スクールの導入が始まっています。

これは、地域とともに育つ学校を志向し、地域の声を活かした学校づくりです。住民でもある保護者のみなさまの声やご協力は、学校の成長と発展の力になります。

今後とも関中学校ならびに本校 PTA への応援をお願いします。

校長あいさつ

堤 智一

令和 8 年度の PTA 活動も、今回の総会を機に新たな年度の活動が始まります。

今日、社会状況の変化に伴い、PTA を取り巻く環境も大きく変化しています。本校においても、こうした変化に対応するため見直しを進めてまいりました。その取組の一つとして、今年度より本校の PTA は、名簿なし、会費なし、PTA 役員はボランティアの取りまとめという役割に特化した「コア型 PTA」として、新たな活動を開始いたします。

また、本校では、令和 9 年度から正式に導入される「コミュニティ・スクール(CS)」の実証校として準備を進めております。コミュニティ・スクールは、地域とともに学校教育を進めていく仕組みです。これに伴い、PTA や地域関係団体との役割や連携の在り方についても整理を進め、それぞれの活動が持続可能なものとなるよう見直しを図ってまいります。

任意団体である PTA 会員の皆様には、これまで培ってこられた経験や知見を生かし、学校教育への御理解と御協力をお願いする場面もあろうかと存じます。その際には、どうぞよろしくお願いいたします。

これからも「生徒ファースト」の考えのもと、学校・家庭・地域が力を合わせながら教育活動を進めてまいります。今後とも御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和 8 年度 PTA 運営について

活動方針 ～新たな取り組み～

関中学校 PTA では、保護者の皆さまへの情報発信をより円滑に行うため、令和 8 年度より PTA 公式 LINE の運用を開始いたしました。

また、従来の委員会中心の運営から、必要な活動ごとに保護者ボランティアを募集し、多くの方が無理なく関われる形へと移行しております。

学校公開受付や各種行事等において、できる方にご協力いただくことで、負担の分散と参加しやすい PTA 運営を目指してまいります。

1 年生公式アカウント



2 年生公式アカウント



3 年生公式アカウント



ID 検索 : @337ceffl (1 年)

ID 検索 : @886lwolt (2 年)

ID 検索 : @288hdsqn (3 年)

第 1 号議案

令和 8 年度 事業計画 (案)

主な活動

- ・学校受付ボランティア(運動会、合唱コン、学校公開)
- ・学校運営協議会への参加
- ・式典(入学式、卒業式)出席
- ・運営委員会、総会
- ・学校行事への協力、標準服(制服)譲渡会、新入生保護者説明会、会計監査
- ・練馬区立中学校 PTA 連合協議会、青少年育成地区委員会

※保護者ボランティアを募集し活動を行います。

第 2 号議案

令和 8 年度 規約改正(案)

別紙参照。

〈改正理由〉

PTA 活動を今後も無理なく続けていくため、現在の活動実態に合わせて規約を見直します。

- ・会費制を廃止し、必要に応じて協力金を募る方式に変更します。
- ・行事や課題等は学年単位での整理事項であることが多いため、クラス委員制度を廃止し学年代表にします。
- ・選出委員会が活動できない場合でも、役員選出が行える仕組みを整えます。
- ・総会は必要な場合に開催し、開催しない場合についても活動報告・会計報告を行います。

PTA は、保護者と教職員が協力し、生徒の学校生活を支えることを目的として活動します。今回の改正は、活動の負担を減らしながら、今後も継続して PTA 活動を行えるようにするためのものです。

第 3 号議案

令和 8 年度 PTA 運営体制(案)

会長	: 鈴木 久美子(校内担当)・小野寺 祐一(地域担当)
副会長	: 青地 香里・加藤 美代子・尾上 靖之(副校長)
総務	: 青砥 智子
選出委員長	: 後藤 郷子
学年代表	: 星 聡子(3年)・石川 優子(2年)・宗玄 久美子・山田 由希子(1年)
会計監査	: 田中 知佳・尾上 靖之(副校長)
顧問	: 堤智一(校長)

今年度の PTA 活動費について

収入の部

項目	予算額
前年度繰越金	50.930
合計	50.930

支出の部

項目	予算額
役員通信費	10.000
PTA 活動費	10.000
予備費	15.000
次年度繰越金	15.930
合計	50.930

※令和 8 年度は新たな協力金の募集は行いません。

※PTA 活動費は、学校行事への協力、学校公開受付ボランティア、地域との意見交換など、学校および地域と連携した活動に必要な経費として使用いたします。

令和 8 年度関中学校 PTA 書面総会 議決権行使 (Google フォーム回答) のお願い

各議案をご確認いただき、反対する議案がある場合のみ、回答期限までに Google フォームへご回答ください。

※反対する議案がない場合は、ご回答の必要はありません。

※回答期限までに反対の意思表示がない場合は、各議案に賛成したものとして取り扱います。

回答期限：令和 8 年 7 月 17 日(金) 24:00

Google アンケートフォーム

議決権行使 google アンケートフォーム <https://forms.gle/rTgZo9qj1eecZ4Zs9>



PTA 非加入をご希望の方は、PTA メールアドレスまでお問い合わせください。

練馬区立関中学校PTA規約改正(案)

理 念

わたしたちは、練馬区立関中学校に学び集うすべての生徒の学校生活が、より豊かなものになることを心から願い、学校教育目標を理解し、生徒を第一に考えて活動します。

保護者と教職員がともに手をたずさえ、安全・安心な教育環境を維持すること、生きる力を涵養し心身のすこやかな成長を願うこと、充実した学校生活を送ることができるように、会員の総意に基づいて、ここに会則を定めます。

第1章 総則

(名称・事務所)

第1条 本会は、練馬区立関中学校PTAと称する。設立年月日は昭和58年4月1日とし、事務所を東京都練馬区関町北4丁目34番地23号の学校内に設置する。

(目的・活動)

第2条 本会は、保護者と教職員が互いに協力して、家庭と学校と地域社会における教育力の向上と生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

第3条 本会は、主に次の活動をする。

1. 家庭教育、学校教育、地域教育に対する理解を深め推進する。
2. 家庭と学校との緊密に連携を推進し、生徒の学習環境をよりよくする。
3. その他本会の目的を達成するために必要な活動をする。

第4条 本会は、教育を本旨とする民主的な団体として次の方針により活動する。

1. 教育や福祉のために活動する他の団体や組織への協力
2. 政治・宗教への中立および非営利事業の堅持
3. 自主独立性を重んじ、他のいかなる団体の干渉も受けない
教職員人事への中立的な立場の堅持、および他団体からの本会人事や運営への相互不干渉の維持
4. 本会または、本会運営委員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない

第2章 組織・運営

(会員資格・運営)

第5条 会員資格は次の通りとする。

1. 関中学校に在籍する生徒の保護者(父母またはこれに代わる者)。※1家庭1単位
2. 関中学校の校長をのぞく教職員。校長は顧問としてかかわる。

第6条 活動に必要な費用が生じる場合には保護者、教職員の協力金によって運営される。

第7条 非加入を希望する場合は非加入届を本部あてに提出する。非加入による差別的扱いはしない。

第8条 協力金の収入があった場合には収支報告を速やかに実施する。

第9条 **収支報告については会計監査を経て会員に報告する。**

第10条 この会の運営年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(運営委員・会計監査・選出)

第11条 この会の運営委員は、次のとおりとし任期は会計年度に準じ1年とする。

1. 会長(保護者) ※2名以上が会長に立候補した場合は共同代表制を採用

2. 副会長（副校長 1 名を含む）
3. 総務
4. 選出委員長
5. 学年代表

第 12 条 任期中での運営委員欠員対応については、当該年度の本部の判断とし、補充する場合は公正な方法で選出する。任期は、前任者の残任の期間とする。

第 13 条 運営委員の主な担務は、次の通りとする。

1. 会長（代表）は会務を統括する。共同代表制の場合は共同してこれにあたる。
2. 副会長は会長を補佐するとともに、協力金を集金する場合には統括する。
3. 総務は、運営上必要な事務をおこなう。
4. 選出委員長は、選出委員会を代表して互選会ならびに選出プロセスを適正に行う。
5. 学年代表は行事運営に関わる各学年の保護者を取りまとめる。
6. 上記以外の担務が生じた場合は必要に応じて運営委員会で決定する。

第 14 条 運営及び監査の選出を次のとおりとし、決定次第会員に報告する。決定は互選会参加者の過半数の賛成を持って成立とする。

1. 選出委員会が、前年度中に会員の中から立候補や推薦を受け付け、互選会にて次年度運営委員候補者を選出する。くじによる運営委員候補者の選出は行わない。選出委員会の職責は、互選会の進行に限定され、指名権並びに決定権を有しない。
2. 運営委員候補者は次年度も在校予定の保護者の中から選出する。また候補の時点で在校生がおり、次年度入学予定者がいる生徒の保護者についても権利を有する。ただし、候補時点で在校生がいない新一年生入学生のみ保護者については、その時点において、第 5 条に基づく会員資格がないことから候補の権利を有しない。
3. 前項のほか運営委員の過半数以上が必要とする場合において、第 5 条の会員資格者から運営委員を追加で選出することができる。追加で選出された運営委員候補者は臨時総会による承認を必要と承認日をもって運営委員に就任する。
4. 立候補期間は選出委員会が定め、期間内に立候補の届け出があったものを有効とし、立候補期間の満了日から 5 日以内に会員に公知する。
5. 立候補者がいない場合は互選会当日の立候補を認める。また選出委員の立候補も認める。
6. 会長の立候補者が複数の場合、第 1 1 条に基づき共同代表制を採択する。
7. 共同代表制の場合の会長相当の対外的呼称や運営委員の担務表記については、内外に分かりやすい表記を採用する。
8. 選出委員が集まらない場合は、運営委員会が互選会を開催し候補者選出に係る事務を行う。

第 15 条 委員会副委員長の選出は各委員会において互選により決定する。

第 16 条 会計監査は 2 名（保護者 1 名・教員 1 名）で構成され、本会のその年度の会計を監査する。

第 17 条 会計監査は、兼任することができない。（教職員を除く）

（総会）

第 18 条 総会は、協力金の募集を行う場合、規約改正を行う場合、運営委員会の過半数が必要と認めた時、または、会員の 5 分の 1 以上の要求があったときは、臨時に開催される。

第 19 条 総会を開催しない年度においては、会員に対し公知するとともに、年度末に活動報告及び会計報告を行うものとする。公知は、PTA 室前掲示板への掲示、学校ホームページ、その他適切な方法により行う。

第 20 条 総会の有効議決定数は、会員の 5 分の 1 とする。ただし委任状をもって出席に 代えることができる。

第 21 条 総会の決議は、出席者過半数の同意を必要とする。議決権は 1 家庭 1 票とする。

（運営委員会）

第 22 条 運営委員会は、運営委員と校長によって構成される。

校長は顧問として学校経営上の立場から意見を述べる。

第 23 条 運営委員会は、次の事項について協議または審議する。

PTA 関連事業の企画や学校ボランティア活動の調整、総会の運営、本会活動の実施・休止に関する協議、関中学校安全推進連絡会に関する事項の審議並びに承認。

令和8年度 総会(書面)資料

1. 総会議案の作成
2. 各委員会活動の報告、調整、援助
3. 会員から委任された事項

第24条 運営委員会は、構成員の半数以上が出席しなければ成立しない。ただし委任状をもって出席に代えることができる。

第25条 運営委員会は、その構成員の半数以上が必要と認めた時、臨時に開会される。

(委員会等)

第26条 選出委員会と学年代表を設置する。

1. 学年代表は各学年の立候補によって構成する。
2. 委員は立候補によって構成する。
3. 教職員のPTA内における担務は学校管理職に委ねる。

第27条 各委員等の任務については次のとおりとするが各委員会の方針を尊重する。

1. 学年代表：学年の連携を深め、学年の相談事項において、学校と協力して対応する。また行事運営のサポートをする。
2. 選出委員会：運営委員や委員の選出に必要な活動を行う。

第三章 改正・施行

(改正手続・施行)

第28条 この規約は、運営委員の4/5以上の賛成および、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正する。白票または未回答票は賛成票とみなす。改正案は、総会開催の5日前迄にその内容を会員に知らせるように努める。

第29条 規約は分かりやすい表現を心がけ条文は必要最低限とする。真にやむを得ない場合以外は、良心と公正な手続きをもって可能な限り運用対処とする。

第30条 本規約は令和8年7月18日より施行する。

改正

令和7年3月19日
令和7年4月21日
令和7年11月13日
令和8年7月18日

(以下余白)



学校公開 受付ボランティア 募集



受付のお手伝いをしてくださる方を
各時間帯で募集しています。



お友達同士のご応募も大歓迎です！
ぜひご協力をお願いいたします。



7月

11日

土

8:35-11:35頃まで
(約60分ずつ)

学校公開受付ボランティア登録はコチラ

※今年度はこちらのオープンチャットでご案内
します。ご都合のつく回にご参加ください。



令和8年 6月
関中学校PTA



標準服・ジャージ類 ご寄付のお願い

ご家庭で使わなくなった制服等をぜひお譲りください

▼募集しているものは以下の通りです



- ・男女標準服（制服）
（ネクタイ・リボン含む）
 - ・ジャージ上下
- ※今年度より体操服は対象外です



- ※クリーニング済み、または洗濯済みのものをお持ちください
- ※PTA室前の回収ボックスへお入れください

【標準服（制服）譲渡会】

7月11日（土） 8:45-12:00

場所：1階 和室前

学校公開日に標準服（制服）譲渡会を行なっております
今後は、9/12、1/9、3/6（3月のみ午後）に実施予定です